

保発 0513 第 4 号
令和 2 年 5 月 13 日

都道府県知事
地方厚生（支）局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長

殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示」の告示及び適用について

「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示」（令和 2 年厚生労働省告示第 212 号。以下「改正告示」という。）については、本日告示及び適用することとされたところである。

改正告示の改正の趣旨及び内容並びに各告示に新たに設けられた厚生労働省保険局長が定める医療費の支給の内容については下記のとおりであるので、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第 1 改正の趣旨及び主な内容

「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付」（昭和 52 年厚生省告示第 239 号）等の告示（以下「改正対象告示」という。（※）参照。）については、今般の新型コロナウイルス感染症に係る検査の保険適用の状況等を踏まえ、令和 2 年 4 月 1 日付けで PCR 検査に係る自己負担相当額に対する給付に関する規定を追加する、また、同年 5 月 1 日付けで新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給に関する規定を追加するという改正を行ってきたところである。

今般、本日付けで、新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査が保険適用されるとともに、抗原検査に係る被保険者の自己負担額について、公費による補助（公費負担医療）の対象とされたところである。

こうした新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況の変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう、改正対象告示に「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る医療費の支給（検査に要する費用に係る自己負担額に相当する金額に対する給付を含む。）であって、厚生労働省保険局長が定めるもの」を規定し、本通知において、改正対象告示の各告示の対象となる新型コロナウイルス感染症に係る医療費の支給の内容を定めることとする。

(※) 改正対象告示

- ・ 社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付(昭和 52 年厚生省告示第 239 号)
- ・ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付(昭和 52 年厚生省告示第 240 号)
- ・ 健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(昭和 59 年厚生省告示第 155 号)
- ・ 健康保険法施行規則第百六条第一項第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和 59 年厚生省告示第 157 号）
- ・ 健康保険法施行規則第百六条第二項第三号及び第百八条第七号並びに船員保険法施行規則第九十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成 6 年厚生省告示第 301 号）
- ・ 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成 6 年厚生省告示第 347 号）
- ・ 国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成 19 年厚生労働省告示第 34 号）
- ・ 国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成 19 年厚生労働省告示第 35 号）
- ・ 国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成 20 年厚生労働省告示第 238 号）

第 2 各告示の対象となる新型コロナウイルス感染症に係る医療費の支給の内容について

1 「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付」

社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）第 15 条第 3 項においては、社会保険診療報酬支払基金が、国、都道府県、市町村又は独立行政法人（以下「国等」という。）の委託を受けて、国等が行う医療に関する給付であって厚生労働大臣の定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができることとしている。

この厚生労働大臣の定める医療に関する給付のうち、新型コロナウイルス感染症に係る保険局長が定める医療費の支給は、以下のとおりとする。

- ・ 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 3 条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 15 条第 1 項の規定による必要な調査に関連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症の診断のために行われた検査に関して行われた、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）により算定された微生物核酸同定・定量検査に係る検体検査実施料及び微生物学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付（以下「PCR 検査に係る自己負担相当額に対する給付」という。）
- ・ 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 3 条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条第 1 項の規定による必要な調査に関連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症の診断のために行われた検査に関して行われた、診療報酬の算定方法により算定された感染症免疫学的検査に係る検体検査実施料及び免疫学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付（以下「抗原検査に係る自己負担相当額に対する給付」という。）
- ・ 令和 2 年 4 月 30 日医政発 0430 第 5 号・健発 0430 第 1 号厚生労働省医政局長及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給（以下「新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給」という。）

2 「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付」（昭和 52 年厚生省告示第 240 号）

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）第 1 条第 1 項第 10 号においては、保険医療機関等が療養の給付又は公費負担医療に関し費用を請求する際に、公費負担医療のうち同項第 1 号から第 9 号の 5 までに掲げるもののほか医療に関する給付であって厚生労働大臣が定めるものについて、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うものとしている。

当該厚生労働大臣が定める医療に関する給付のうち、新型コロナウイルス感染症に係る保険局長が定める医療費の支給は、以下のとおりとする。

- ・ PCR 検査に係る自己負担相当額に対する給付
- ・ 抗原検査に係る自己負担相当額に対する給付
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給

3 「健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」（昭和 59 年厚生省告示第 155 号）及び「国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」（平成 20 年厚生労働省告示第 238 号）

健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「健保令」という。）第 41 条第 1 項第 2 号及び船員保険法施行令（昭和 28 年政令第 240 号。以下「船保令」という。）第 8 条第 1 項第 2 号においては、特定給付対象療養を高額療養費の対象とする旨を規定しており、特定給付対象療養はそれぞれの規定において原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養と規定されている。

この厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養については、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）第 98 条各号及び船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号。以下「船保則」という。）第 86 条各号に規定されているところ、健保則第 98 条第 11 号及び船保則第 86 条第 12 号に掲げる厚生労働大臣が定める医療に関する給付のうち、新型コロナウイルス感染症に係る保険局長が定める医療費の支給は、以下のとおりとする。

- ・ PCR 検査に係る自己負担相当額に対する給付
- ・ 抗原検査に係る自己負担相当額に対する給付
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給

※ 「国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」においても同様。

4 「健康保険法施行規則第百六条第一項第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」（昭和 59 年厚生省告示第 157 号）及び「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」（平成 19 年厚生労働省告示第 34 号）

健保令第 43 条第 5 項及び第 7 項並びに船保令第 10 条第 5 項及び第 7 項においては、「原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養」について、被保険者が支払うべき一部負担金等の支払が行

われなかったときは、保険者は、当該療養に要した費用のうち高額療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額を当該保険医療機関等に支払うものとされ、被保険者が保険医療機関等において現物給付で公費負担医療を受けることができることとされている。

この厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養については、健保則第106条第1項各号及び第107条各号並びに船保則第96条第1項各号及び第97条各号に規定されているところ、健保則第106条第1項第8号及び第107条第10号並びに船保則第96条第1項第8号及び第97条第10号に掲げる厚生労働大臣が定める医療に関する給付のうち、新型コロナウイルス感染症に係る保険局長が定める医療費の支給は、以下のとおりとする。

- ・ PCR検査に係る自己負担相当額に対する給付
- ・ 抗原検査に係る自己負担相当額に対する給付
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給

※ 「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」においても同様。

- 5 「健康保険法施行規則第百六条第二項第三号及び第百八条第七号並びに船員保険法施行規則第九十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」（平成6年厚生省告示第301号）及び「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」（平成19年厚生労働省告示第35号）

健保令第43条第5項及び第7項並びに船保令第10条第5項及び第7項においては、「原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養」について、被保険者が支払うべき一部負担金等の支払が行われなかったときは、保険者は、当該療養に要した費用のうち高額療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定訪問看護事業者に支払うものとされ、被保険者が指定訪問看護事業者において現物給付で公費負担医療を受けることができることとされている。

この厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養については、健保則第106条第2項各号及び第108条各号並びに船保則第96条第2項各号及び第98条各号に規定されているところ、健保則第106条第2項第3号及び第108条第7号並びに船保則第96条第2項第3号及び第98条第5号に掲げる厚生労働大臣が定める医療に関する給付のうち、新型コロナウイルス感染症に係る保険局長が定める医療費の支給は、以下のとおりとする。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給

※ 「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」においても同様。

6 「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」(平成6年厚生省告示第347号)

訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(平成4年厚生省令第5号)第1条第8号においては、指定訪問看護事業者が訪問看護療養費又は公費負担医療に関し費用を請求する際に、公費負担医療のうち同条第1号から第7号の3までに掲げるもののほか医療に関する給付であって厚生労働大臣が定めるものについて、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて審査支払機関に提出することとしている。

当該厚生労働大臣が定める医療に関する給付のうち、新型コロナウイルス感染症に係る保険局長が定める医療費の支給は、以下のとおりとする。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給

○厚生労働省告示第二百十二号

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十五条第三項、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第九十八条第十一号、第一百六条第一項第八号及び同条第二項第三号、第一百七十条第十号並びに第八十八条第七号、船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第八十六条第十二号、第九十六条第一項第八号及び同条第二項第三号、第九十七条第十号並びに第九十八号第五号、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の十二第一号並びに第二十七条の十五第一項第八号及び同条第二項第五号、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条第一項第十号並びに訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）第一条第八号の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年五月十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示

第一条 社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付（昭和五十二年厚生省告示第二百三十九号）の一部を次の表のように改正する。

（社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付の一部改正）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>一〇十一（略）</p> <p>十二 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る医療費の支給（検査に要する費用に係る自己負担額に相当する金額に対する給付を含む。）であつて、厚生労働省保険局長が定めるもの</p>	<p>一〇十一（略）</p> <p>十二 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第十五条第一項の規定による必要な調査に関連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症（同令第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の診断のために行われた検査に関して行われた、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）により算定された微生物核酸同定・定量検査に係る検体検査実施料及び微生物学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付</p>

<p>十三・十四 (略)</p>	<p>改正後</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)に係る医療費の支給(検査に要する費用に係る自己負担額に相当する金額に対する給付を含む。)であつて、厚生労働省保険局長が定めるもの</p>	<p>改正前</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第三条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)第十五条第一項の規定による必要な調査に関連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症(同令第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の診断のために行われた検査に關して行われた、診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)により算定された微生物核酸同定・定量検査に係る検体検査実施料及び微生物学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付</p>	<p>(削る)</p> <p>十三 令和二年四月三十日医発〇四三〇第五号・健発〇四三〇第一号厚生労働省医政局長及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給</p> <p>十四・十五 (略)</p>
<p>十三・十四 (略)</p>	<p>改正後</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)に係る医療費の支給(検査に要する費用に係る自己負担額に相当する金額に対する給付を含む。)であつて、厚生労働省保険局長が定めるもの</p>	<p>改正前</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第三条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)第十五条第一項の規定による必要な調査に関連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症(同令第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の診断のために行われた検査に關して行われた、診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)により算定された微生物核酸同定・定量検査に係る検体検査実施料及び微生物学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付</p>	<p>(削る)</p> <p>十三 令和二年四月三十日医発〇四三〇第五号・健発〇四三〇第一号厚生労働省医政局長及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給</p> <p>十四・十五 (略)</p>

第二條 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付(昭和三十二年厚生省告示第二百四十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p>十四・十五 (略)</p>	<p>改正後</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)に係る医療費の支給(検査に要する費用に係る自己負担額に相当する金額に対する給付を含む。)であつて、厚生労働省保険局長が定めるもの</p>	<p>(削る)</p> <p>十三 令和二年四月三十日医発〇四三〇第五号・健発〇四三〇第一号厚生労働省医政局長及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給</p> <p>十四・十五 (略)</p>
<p>十四・十五 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第三条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)第十五条第一項の規定による必要な調査に関連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症(同令第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の診断のために行われた検査に關して行われた、診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)により算定された微生物核酸同定・定量検査に係る検体検査実施料及び微生物学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付</p>	<p>(削る)</p> <p>十三 令和二年四月三十日医発〇四三〇第五号・健発〇四三〇第一号厚生労働省医政局長及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給</p> <p>十四・十五 (略)</p>

(健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正)

第三條 健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(昭和三十九年厚生省告示第五百五十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

(健康保険法施行規則第六十六条第一項第八号及び第七十条並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正)

第四条 健康保険法施行規則第六十六条第一項第八号及び第七十条並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(昭和五十九年厚生省告示第五十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一〇十三 (略)</p> <p>十四 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)に係る医療費の支給(検査に要する費用に係る自己負担額に相当する金額に対する給付を含む。)であつて、厚生労働省保険局長が定めるもの</p>	<p>一〇十三 (略)</p> <p>十四 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第三条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)第十五条第一項の規定による必要な調査に関連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症(同令第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の診断のために行われた検査(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)により算定された微生物核酸同定・定量検査に係る検体検査実施料及び微生物学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付</p>
<p>十五・十六 (略)</p>	<p>十五 令和二年四月三十日医発〇四三〇第五号・健発〇四三〇第一号厚生労働省医政局長及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給</p> <p>十六・十七 (略)</p>

(健康保険法施行規則第六十六条第二項第三号及び第七十条並びに船員保険法施行規則第九十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正)

第五条 健康保険法施行規則第六十六条第二項第三号及び第七十条並びに船員保険法施行規則第九十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成六年厚生省告示第三百一十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)に係る医療費の支給(検査に要する費用に係る自己負担額に相当する金額に対する給付を含む。)であつて、厚生労働省保険局長が定めるもの</p> <p>十三・十四 (略)</p>	<p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 令和二年四月三十日医発〇四三〇第五号・健発〇四三〇第一号厚生労働省医政局長及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給</p> <p>十三・十四 (略)</p>

(訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正)

第六条 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成六年厚生省告示第三百四十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一〇十 (略)</p> <p>十一 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)に係る医療費の支給(検査に要する費用に係る自己負担額に相当する金額に対する給付を含む。)であつて、厚生労働省保険局長が定めるもの</p> <p>十二・十三 (略)</p>	<p>一〇十 (略)</p> <p>十一 令和二年四月三十日医発〇四三〇第五号・健発〇四三〇第一号厚生労働省医政局長及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給</p> <p>十二・十三 (略)</p>

(国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第五項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正)

第七条 国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成十九年厚生労働省告示第三十四号)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)に係る医療費の支給(検査に要する費用に係る自己負担額に相当する金額に対する給付を含む。)であつて、厚生労働省保険局長が定めるもの</p>	<p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第三条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)第十五条第一項の規定による必要な調査に関連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症(同令第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の診断のために行われた検査に関し行われた、診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)により算定された微生物核酸同定・定量検査に係る検体検査実施料及び微生物学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付</p>

(国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正)

第八条 国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成十九年厚生労働省告示第三十五号)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>一〇十 (略)</p> <p>十一 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世</p>	<p>一〇十 (略)</p> <p>十一 令和二年四月三十日医発〇四三〇第五号・健発〇四三〇第一号厚生労働省医政局長及び健康局長通知「新型コロナウイルス</p>

界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)に係る医療費の支給(検査に要する費用に係る自己負担額に相当する金額に対する給付を含む。)であつて、厚生労働省保険局長が定めるもの

感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給

(国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正)

第九条 国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成二十年厚生労働省告示第二百三十八号)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)に係る医療費の支給(検査に要する費用に係る自己負担額に相当する金額に対する給付を含む。)であつて、厚生労働省保険局長が定めるもの</p>	<p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第三条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)第十五条第一項の規定による必要な調査に関連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症(同令第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の診断のために行われた検査に関し行われた、診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)により算定された微生物核酸同定・定量検査に係る検体検査実施料及び微生物学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付</p>

(削る)

十三 令和二年四月三十日医発〇四三〇第五号・健発〇四三〇第一号厚生労働省医政局長及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給